

松本 剛明 衆議院議員

ご紹介を頂きました衆議院議員の松本剛明と申します。現在野党の民主党の政調会長を務めているということでございまして、今日も準備をし、また今お話をうかがいまして、立場でお話を申し上げるべきか、立場を離れてお話を申し上げるべきか、悩みながらお話をうかがっていたところではありますが、ちょうど所用で退出をされましたけれども久間先生のお話を承っておりますし、全く同感だと思ってお聞きをしておりました。国会へ行きますとなぜか分かれて議論をしなければいけないわけではありますが、何点かその背景と言うのでしょうか、を申し上げたいと思っております。既にここにおいでの皆様とはご専門の方でもありますし、良くご理解も頂いて居るかという風にもっておりますが、既には、我が国の国会では全部とは申しませんが、8割から9割はまず、私共は日本と米国の関係を機軸とすると、第一にこれを深化させていくことが重要であるという認識の上で、そのあり方等については確かに議論がいろいろあるとおもっておりますけれども、ということが第一。それから国際協力についてもやはり日本がこれまで戦後の歩みに中で順々に重みを増してきたことを考えれば世界に貢献する使命があるという認識があると、これもほぼ国会の中で共通をする認識ではないかという風にもっております。その上で、先ほど申し上げた中で何点か申し上げてまいりたいと思っておりますが、当たり前のことのようにありますけれども、我が国は民主主義国家であります。その意味で先ほど金正日に感謝状というお話がありましたけれども、国民の理解というのが大変大きなポイントになってくると思います。もう一つは法治国家でありますから、憲法を含む法律の体制というものをどういう風にきちっと作っておくのかということが大きなポイントになってくると思っております。先般ある大臣、ある外務大臣といったらどなたのことかももう決まってしまうのかもしれませんが、法律守って国がつぶれたら具合が悪い、いかにも確におっしゃるとおりといえおっしゃるとおりでありますけれども、法律を作る立場からすれば、直さなければいけない法律は直さなければいけないという風に、是非言い換えていただかなければいけないのかなということを思いながらお話を承っております。その意味で一つ皆さんの中ではそれぞれ整理を付けていただいているのかもしれませんが、私達が国会の議論を通して国民の皆様と一緒に一つ整理をしていかなければ行けないのは、我が国を防衛するというのはどういうことなのかと言う極めて基本的な、原則的な問いに答えていかなければ行けないのではないかとおもっております。これは何を申し上げたいのかと言いますと、今もいろいろお話がありましたが、様々な脅威に対して我が国の防衛の準備をしなければいけない。備えあれば憂いなしということがありますから、様々なケースを想定して準備をしなければいけないわけではありますが、これをそうしましたら、やるべきことが何があつて、それは誰がやるのか、日本と米国で役割分担をするということを先ほど武部幹事長もご挨拶で仰っておりましたけれども、他方で専守防衛という言葉は今でも我が国では生きておりますし、憲法を改正する議論の中でも専守防衛を外そうという議論は実は

少ないという風に理解をしております。しかし一方で、これも先ほど米国側からお話があったと思いますが、テロとの戦いというものをもし本当にやろうとすれば、地球上のあらゆるところがテロとかかわりがあるとすれば我が国を防衛する為に、論理的には日本は地球上のあらゆるところと関与をしなければいけなくなると思います。しかし、現実には国会では国民の感情を配慮してか地球の裏側まで行こうとしているのではない、という言葉は与野党を超えて発言が頻繁に見られるところでございます。その意味で我々は我が国を守る為にもう一度それでは先ほど中国、北朝鮮の話がありましたが、中国、北朝鮮の脅威にどう対応するのか、テロに対してどう対応するのか、どの部分はアメリカにお願いをするのかということを経情的ではなく冷静にきちっと議論をしていくということが必要だという風におもっております。その意味で私達はミサイル防衛についてもこれは私自身もそうではありますが、民主党も基本的に必要だという認識でスタートを致しました。中国、北朝鮮のミサイルに対して我が国が米国の協力を頂きながら自国の力でミサイルに対する防衛が準備出来るところは両者の情報共有も含め技術協力も含め必要であるということでスタートをしたわけでありまして。他方でテロとの戦いについては自国の国民の保護なり防衛はもちろんでありますけれども、しかしテロの根源地である様々な地域に関する平和に関しては何処まで我が国が関与をすべきなのか、軍事的に関与をすべきなのか、外交面での関与にいわゆる非軍事的な外交での関与にとどめるのかということの議論はまだ詰まっているとは言えないのではないかと。専守防衛という言葉で国民の多くはそこまでは軍事的には関与をしないという風にほぼ認識をしているのではないかとと思いますが、現実の問題としてこれから中東の情勢も含めてそして先ほどもお話ありましたように国際協力をする自衛隊に求められるレベルというのは当然あがってこざるをこれから得ないとすれば、あそこをある意味ではごまかしたままのことというのは非常に大きな問題があるのではないかなと思っております。先ほどからも何度か今わが党の代表を務めております小沢一郎さんの普通の国という言葉が、何度か引用されたかのようにおもっておりますが、逆に言えばたぶん10年ぐらい前からの普通の国議論から今申し上げたような具体の議論が先へ言っていないという点が問題ではないかという風におもっております。その意味で我が国では今国会では憲法の議論が調査会から委員会にかわってかなり進みつつある。ここでの議論というのは是非皆さんにもご注目を頂きたいと思っておりますが、大きな転機になるチャンスではないかという風におもっているわけでありまして。法治国家という意味では今申し上げたように、やはり憲法についてもしっかりと議論をしていく必要があるとおもっております。集団的自衛権については、これはもうここに居られる皆様にはもう申し上げるまでもないと思っておりますが、保有はしているが行使が出来ないという、一般的に子供に例えば教えようと思えば極めて珍妙な解釈だと言うことにならざるを得ないわけでありまして。改めてこれについてもきちっと正面から議論をする必要があるとおもっておりますし、先ほど火事のとえがありました。火事の例えがありましたから申し上げるわけではありませんが、おっしゃる気持ちは非常に良く分かります。そして我々も、私も実は憲法調査会でまだ現在

の役職に就く前でありますけれども、集団的自衛権、本当に正義の為にともに戦うということであれば、むしろリベラルな方ほど認めるべきではないかということを実はそのときに申し上げたことがあるのですけれども、そういう意味からも一度冷静になって考える必要があるという風におもっております。ただ今日はこの点については長くお話をする時間がないと思いますが、靖国の問題に取り上げられることがあるように我が国がやはりこの100年間においてこの歩んできた、特にその100年のうちの前半40年ほどの歴史の問題というものをきちっとどこかでけりをつけない限りは今の専守防衛、集団的自衛権の問題というものがどこかであいまいになっていかざるを得ないという弱点をいわば抱えてしまっているのではないかという風に思っています。私自身はその意味で、ある意味で小泉総理が、先ほど金正日に感謝状という風にお話がありましたが、私たちの世代から申し上げればある意味では小泉総理に感謝状かなとおもっておりますのは、やはり戦後の問題というのを一度ここできちっと私自身は形を整理していくべきであって、そうしないとまた次の世代が同じ問題で苦しむことになる、これは本来私から申し上げれば、私の父親は実は中曽根元総理と同年なのですが、あの世代の方々には片付けていただくべき責任があったのではないかと私的にはおもっておりますけれども、宿題がこちらに回ってきた以上は我々も先輩方と一緒に解決をせざるを得ないのかなと、非常に大きなある意味では機会が来たのだという風におもってこの点は整理をして、その上で先ほどお話がありましたように我が国の防衛について国民としっかりと議論をするという場が出来るようにしていきたいと思っております。幸い先ほどミサイルの話がありましたが、例えば航空自衛隊のスクランブル発進の状況であるとかを含めて、国民の皆様には本当に現実が伝わっているかどうかという点ではまだまだ残念ながら疑念があります。そういう意味で情報の問題というのもある意味国民に理解をしていただけるようにしっかりと公開をし、また機密の情報というのはきちっと守るべきところは守っていくという体制を整備していく必要があるという風におもっております。我が国ではご案内のとおり有事法制というのが今徐々に整えられつつありますが、この議員会議のメンバーでもある前原さんと私とで有事法制の制定に当たって、実は三点提案をさせていただいていたことがありました。一つは我が国の防衛安全保障戦略を立てるためにやはり内閣にある安全保障会議の機能を強化すべきではないかということが一点、第二点は国民の保護の為に危機管理というものを一元的に運用できるというやはり組織を作るべきではないかということが第二点、そして三つ目が情報の体制をきちっと取るべきではないかということが実は第三点でありました。それぞれについて説明をする間が無いので情報のことについてだけ申し上げたいと思いますが、これについては、一つは情報の収集ということでありますが、最先端のいわば一時的情報の収集はもちろんであります、同時に我が国の政府内の情報をきちっと一元的に収集、そしてそれを分析するという部署が必要ではないかということをご提案させていただいております。現在でも内閣に情報調査室というのがありますが、実は今の内閣の情報調査室は各政府の組織から情報を出させる権限は持っておりません。各省庁がそれぞれ役所の

中において情報を持っているという状況であります。こういう状況になれば例えば、財務省が所管の税関の情報であるとか、金融の情報であるとかということも安全保障に密接にかかわりを持っていることはもうここにおいでの方には申し上げるまでもないという風に思います。必要があれば会議を開くという建前にはなっておりますけれども、やはり総合的に運用できる、そういう形を作るべきではないかという風に思っております。カメラの数も久間さんがいなくなっただいぶ入ってきたのでオフでいいのかもしれませんが、実はこの点については久間先生をはじめこの会議のメンバーに共有する意識として党派を超えてご賛同頂き、ある意味では政党間の署名の文書も作ったわけでありましてけれども、残念ながら今年の春の段階でやはりこういう、これは行政改革の発想もあるのかもしれませんが、役所のほうから新たな組織を作りたくないということであったん NOのお返事が来ているという状況であります。私自身のところにお返事が来たのでちょっと与党の方々に抗議を申し上げたのは、議員間、政治的にお話を申し上げたのにどうしてお役所から返事がくるのだと言うことを申し上げたのでありますが、そういう状況が発生しております。もちろん久間先生がおっしゃったようにこの情報に関しては一般的には国会議員がきちっと自覚をする必要があるというのをおっしゃるとおりだろうという風に思います。外国の方も居られる中で申し上げるのは少し恥ずかしい気が致しますが、私自身がやはり国会議員になって、いろんな議論をしていく中でこういう情報はしかし役所としては政府としては持っているはずではないかと、我々も国会での議論に必要なのでその取り扱いについては責任を持つから是非これは教えて欲しいと申し上げたときに、どういってお返事が来たかと、当時から私は民主党の議員でありましたから来られた政府の責任者の方は、これは与党の議員にもお話をしておりませんので野党の松本さんにはお話は出来ませんという風にいわれてしまったことがありました。やはり国会議員自身も先ほど秘密会の話もありましたけれども、確かに残念ながら国会議員にしゃべるとどこから出てしまうか分からないということがこれまで無かったわけではないという風に思っております。その意味で我々も責任を持って行動をしなければいけません、先ほど最初に申し上げた民主主義の国として国会は一つ大変重要なシビリアンコントロールの責任を負っているわけですから、これをきちっとしていく必要があると思っております。今の私が確認をしたのは衆議院の規則であります、これも安全保障委員会、防衛を携わる委員会で数年前に構成をする議員が自民党と公明党と民主党の三党だけになった時期が一時期ありました。だからということを申し上げると語弊があるかもしれませんが、ミサイル防衛云々が議論されている時期でもあって、秘密会によってかなり突っ込んだ議論をする必要があるのではないかということが実は理事間でも議論されたことがありますが、今の衆議院の規則では秘密会にしますと全議員に声をかけて傍聴を認めなければいけないという仕組みにも実はなっているということが判明をいたしまして、今の仕組みだと秘密会にするとかえってたくさんの方が聞きにくるという不思議な状況にもどうやらなっているようであります、これではなかなか開催は難しいのかなという風に思います。また先ほど憲法につ

いていわゆる 9 条の問題が取り上げられておりましたが、我が国の憲法では 51 条という憲法で国会議員は院内での発言について院外で責任を問われないという条項があります。これについても院内でいわば秘密を曝露しても院外で一切刑事的責任は問われないという風に解釈が出来るという見方もありまして、そういう意味でも秘密保持が今の仕組みでは良識のみに全く国会議員が負わされているわけでありますが、やはり多くの人々のある意味では命に関わる国家的機密を扱うということであれば、ルールを明文化していく必要があるのではないかなとひそかにこれも憲法改正で議論をすべき項目ではないかなという風に思っているわけでありまして、そういう意味で情報についてはきちっとルールを作っていくということが必要だろうという風に思います。今ちょうど議論になっております GSOMIA についても、当然あるべきものとして我々も議論をしていかなければいけません、同時にこれが民主主義的コントロールという意味では国会のレベルでもきちっと議論が出来るように、ただ残念ながら今の体制では国会で議論が出来る受け皿があるかどうかという問題を抱えているわけでありまして、そのように変えていく必要があるとそういう風に思っております。それから、国際協力ということではありますが、先ほど申し上げた自分の国を守ることと国際協力ということの線引きというのが出来る部分と出来ない部分というのがあって、私達もその所はある程度線引きができないことがあるということを前提にしつつもやはり分けて考えていく必要があるのではないかなという風に思っております。先ほどインド洋でのいわゆる P-3 のお話が、ご提案がありました。これについては国民的理解を得ようとするれば、自国防衛なのか国際協力なのかということはある程度きちっと整理をし、そしてそれに合わせた法体制を取っていく、このことを私はもう日本国民は正面から議論を受け止められるところに来たという風に思っているだけにこれはむしろここにおいての専門家というよりは、我々国会議員と国民との対話の責任だろうという風に思っておりますが、こういったところへ進めていく必要があるという風に思っております。先般イラクの陸上自衛隊が無事に帰ってまいりました。私も、大変無事に帰ってこられたことは良かった、そして大変しんどい中で役目を果たしてこられた自衛官の方に心から敬意を表したいとそうように思っておりますが、そして今後の自衛隊の海外の派遣についてこれから議論をさせていただくことになると思っておりますが、やはりこれについても一度正面から議論をきちっとしていく必要があると思っております。現在航空自衛隊の皆さんが大変イラクでご苦勞を頂いておりますけれども、現在のイラク特措法の仕組みでは、人道復興支援を行う自衛隊が空いている時間にいうならば安全確保、支援活動として多国籍軍の治安維持活動のお手伝いの輸送をすると言う方向性になっております。政府の説明も基本的にそういう形でありますから、ほとんどの国民はむしろ人道復興支援に航空自衛隊は行っている。ところが時々どうもそうじゃないという報道が流れると、国民の中でも納得のいかない、逆に気持ちの層が、むしろ発生をするのではないかなと思います。ここをきちっと正面から議論をすることによって初めて、行っている自衛官の皆さんもやっておられることにきちっと依存がもてるのではないかなと。そういう状況

にきているということを我々は改めて訴えて国会である意味では激論を交わすことが多くの皆さんにご理解をいただけるところに来るのではないかという風に思っております。

最後にその上で我々は外交については主体的に行う必要があるということを申し上げてまいります。外交と防衛というものはもちろん表裏一体のものでありますけれども、供えの中でしっかりと日米協力できる準備を整えていくということが必要であります。同時に外交においてももちろん日米の協力は前提であります。たとえば対イランということであれば、今までも日本と米国は少しスタンスが必ずしも100%同じ立ち位置に立っていたわけではありません。そのことはプラスもマイナスももちろんあったかもしれませんが、米国にとっても我が国にとってもプラスの面もあったのではないかという風に検証することも可能ではないかと思えます。

現在のイランのおかれている状況の中で逆に我が国も油田の問題も抱えて非常に厳しい選択を迫られていることになると思いますが、そこは最終的にはやはり私たちは安全と核という問題は譲ることの出来ない問題である、ということを経験した上でそのほかの問題には対応をするべきであってそこまでの歩みについてはしかし、アプローチが違うということは様々な、やはり路線が二つ以上あるということは日本とアメリカの協力にとってはむしろプラスではないかなという風に我々は認識をしております。そういう上でこれからの外交を展開していくということが大変重要なポイントだという風に我々は考えているということを申し上げて、私のお話を結ばせて頂きたいと思えます。ご静聴誠にありがとうございました。